

東京都板橋区特定子ども・子育て支援施設等に係る指導及び監査実施要綱

(令和2年9月9日区長決定)

(令和4年3月22日一部改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、施設等利用給付認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）が、特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。）から、特定子ども・子育て支援（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を受けたときに、板橋区（以下「区」という。）が施設等利用給付認定保護者（法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）に対して行う施設等利用費の支給に関して、区が法第30条の3において準用する法第14条第1項に基づいて行う調査・指導等（以下「指導」という。）及び板橋区長（以下「区長」という。）が法第58条の8第1項に基づいて行う監査（以下「監査」という。）について、必要な事項を定める。

(実施方針)

第2条 区は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）第53条から第61条までの規定の内容について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るため、指導を実施するものとする。

2 区は、指導の実施に当たっては、年間計画や実施スケジュールを策定し、効率的・効果的な実施に努めるとともに、指導の結果を通知する手段、時期、指摘事項への改善指導及び改善結果の確認方法等を明確化し、公表すべき事項を含め、これを着実に実施するものとする。

(指導及び監査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導及び監査の対象は次に掲げる特定子ども・子育て支援施設等とする。

(1) 認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。）のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条で定める基準を満たすもの）

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成

18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。) 第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けたもの

イ 認定こども園法第 3 条第 11 項の規定による公示がされたもの

ウ 法第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けているもののうち子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 1 条で定めるもの

(2) 一時預かり事業を行うもの

(3) 病児保育事業（当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について子ども・子育て支援法施行規則第 1 条の 3 で定める基準を満たすもの）を行うもの

(指導の種別)

第 4 条 指導は、次の各号に掲げる種別に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより実施するものとする。

(1) 集団指導 運営基準等の遵守に関して、特定子ども・子育て支援提供者（法第 30 条の 11 第 3 項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）を一定の場所に集めて行う講習等

(2) 実地指導 特定子ども・子育て支援施設等において、提出された書面に関して行う質問等及びその結果により必要と認める場合に行われる運営基準の遵守に関する各種指導等

(集団指導の実施対象)

第 5 条 区は、制度改正、過去の指導事例等に基づき指導が必要と認められる場合には、当該指導の内容に応じて、当該指導の対象となる特定子ども・子育て支援提供者を選定して、集団指導を実施するものとする。

2 区は、前項の規定により、対象となる特定子ども・子育て支援提供者を選定したときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、集団指導の日時、場所及び指導内容等を別記第 1 号様式により通知するものとする。

(集団指導の実施内容)

第 6 条 集団指導は、特定子ども・子育て支援施設等の運営基準、制度改正の内容、過去の指導事例等の内容説明を、講習等の方式により行うものとする。

2 区は、前項の講習等を欠席した特定子ども・子育て支援提供者に対し、当該講習等に使用した書類の送付及び必要な情報提供を行うよう努めるものとし、当該特定子ども・子育て支援施設提供者を改めて集団指導の対象に選定する等、必要な措置を講ずるものとする。

(実地指導の実施内容)

第7条 区は、第4条第2号に掲げる実地指導（以下「実地指導」という。）を、区の区域内の全ての特定子ども・子育て支援施設等に対し、定期的かつ計画的に行うものとし、毎年度、実地指導の開始前に当該実地指導の年間計画を策定するものとする。

2 前項の年間計画の策定に当たっては、集団指導の実施状況、区が行う指導、監査及び児童福祉法第59条第1項に基づく立入調査等に関する事務の状況等を勘案して決定する。

3 第1項の年間計画の策定に当たっては、次の各号に掲げる特定子ども・子育て支援施設等を実地指導の対象施設に選定する。

(1) 運営基準等の遵守状況及び前年度の実地指導の結果（前年度に実地指導を行った施設等に限る。）により文書による指摘事項について改善を求めたが、未実施であること等により、再度の実地指導が必要と認められる特定子ども・子育て支援施設等

(2) 前号に掲げるもののほか、特に区が実地指導の必要があると認める特定子ども・子育て支援施設等

4 区は、実地指導の対象となる特定子ども・子育て支援施設等を決定したときは、当該実地指導の1か月程度前を目途に、当該特定子ども・子育て支援施設等の設置者に対し、当該実地指導の日時、場所及び指導内容等を別記第2号様式により通知するものとする。

5 実地指導は、主に次の各号に掲げるものについて概ね半日程度を目途に実施し、当該実地指導の終了時に、実施場所において、特定子ども・子育て支援施設等の代表者、面談に対応した担当者等に対し、当該実地指導の結果の講評を行うものとする。

(1) 書類の確認

ア 特定子ども・子育て支援の提供日、提供日ごとの時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録した書類（運営基準第54条関係）

イ 施設等利用給付認定保護者との間に締結した契約書（利用料が明記されたもの・運営基準第55条関係）

ウ 施設等利用給付認定保護者に対して発行した領収証の控え等利用料と特定費用の金額がわかる書類（運営基準第56条関係）

エ 特定子ども・子育て支援施設等が小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者、その他の機関に対して施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供することを認定保護者との間で合意した文書（運営基準第60条第3項関係）

オ 特定子ども・子育て支援施設等の職員、設備及び会計に関する諸記録（運営基準第61条第1項関係）

(2) 施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしないことに関する措置の確認（運営基準第59条関係）

(3) 特定子ども・子育て支援施設等の職員及び管理者並びに職員であった者が、業務上で知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密の管理・保管に関する措置の確認（運営基準第60条第1項及び同条第2項関係）

- (4) 第1号アに係る記録の過去5年間分の保管状況の確認(運営基準第61条第2項関係)
- 6 区は、実地指導の結果、改善を要すると認められる事項があるときは、軽微なものを除き、特定子ども・子育て支援施設等の設置者に対し、別記第3号様式により当該事項について通知するものとし、改善を要すると認められる事項が無いときは、別記第4号様式により通知するものとする。
- 7 前項の規定により改善を要すると認められる事項を通知したときは、特定子ども・子育て支援施設等の設置者に対し、別記第5号様式による報告書を、通知した日から60日以内に提出するよう求めるものとする。
- 8 実地指導は、幼児教育・保育の無償化並びに会計に係る知識及び経験を有する者を含む検査員2人以上で実施するものとする。
- 9 実地指導は、区の立入調査等に併せて実施するように努めるものとする。
- 10 区は、次条各号に該当する状況を確認した場合において、特に必要があると認められるときは、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

(監査の実施)

第8条 区長は、前条第10項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、特に必要があると認めるときは監査を実施する。この場合において、区長は、事案の緊急性・重大性を踏まえて、当該監査を事前通告なく実施することができる。

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等において、運営基準に定める基準に係る著しい違反が確認された場合
- (2) 特定子ども・子育て支援施設等又は施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
- (3) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- (4) 前3号のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

(監査の通知等)

第9条 区長は、前条の規定により監査を行うことを決定したときは、根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を、別記第6号様式により特定子ども・子育て支援提供者に対して通知するものとする。ただし、第7条第10項の規定により実地指導中に監査への変更を行った場合その他これにより難い場合は、この限りでない。

- 2 区長は、監査の結果、法第58条の9第1項に規定する勧告には至らないが、改善を要すると認められる事項がある場合又は施設等利用費等の返還を要すると認められる場合は別記第7号様式により特定子ども・子育て支援提供者に対して通知するものとし、改善を要すると認められる事項が無い場合は別記第8号様式により通知するものとする。
- 3 区長は、前項の規定により別記第7号様式により通知をした場合は、当該通知から60

日以内に別記第9号様式により特定子ども・子育て支援提供者に改善報告を求めるものとする。ただし、区長は、事案の緊急性・重大性を踏まえて、改善報告の期限を短縮することができる。

(行政上の措置)

第10条 区長は、法第58条の9第1項に基づき、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、運営基準を遵守すること等を勧告するものとする。

- (1) 特定子ども・子育て支援提供者が、運営基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合
- (2) 運営基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合
- (3) 法第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合

2 前項の規定による勧告は、原則として別記第10号様式により行い、当該勧告から60日以内に別記第9号様式により当該勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者に改善報告を求めるものとする。ただし、区長は、事案の緊急性・重大性を踏まえて、改善報告の期限を短縮することができる。

3 区長は、特定子ども・子育て支援提供者が前項本文及びただし書に規定する期限内に報告を行わなかった場合は、法第58条の9第4項に基づき、その旨を公表することができる。

4 区長は、特定子ども・子育て支援提供者が正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、法第58条の9第5項に基づき、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

5 前項の規定による命令は、原則として別記第11号様式により行い、当該命令から60日以内に別記第9号様式により特定子ども・子育て支援提供者に改善報告を求めるものとする。ただし、区長は、事案の緊急性・重大性を踏まえて、改善報告の期限を短縮することができる。

6 区長は、第4項の規定により命令を行ったときは、法第58条の9第6項に基づき、その旨を公示する。

7 区長は、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の10第1項各号のいずれかに該当する場合は、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項の規定による確認を取り消し、又は期間を定めて当該確認の全部若しくは一部の効力を停止(以下「確認の取消し等」という。)することができる。

8 区長は、確認の取消し等をしたときは、法第58条の11第3号の規定により、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設等の名称及び所在地等を公示するものと

する。

- 9 区長は、監査の結果、特定子ども・子育て支援提供者に対して、第4項の規定による命令又は確認の取消し等の処分を行う場合は、当該特定子ども・子育て支援提供者に対して、あらかじめ、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定により聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない（同条第2項各号に該当する場合を除く。）。

（他自治体との情報共有）

- 第11条 区は、他の区市町村が法第30条の11第1項の規定により確認する特定子ども・子育て支援施設等の利用者に係る施設等利用費を区が支給している場合であって、当該特定子ども・子育て支援施設等において第8条各号に該当する情報があり、違反疑義等の確認について特に必要があると認めるときは、当該他の区市町村に対し、当該特定子ども・子育て支援施設等の監査の実施を要請するものとする。
- 2 区は、区が法第30条の11第1項の規定により確認する特定子ども・子育て支援施設等の利用者に係る施設等利用費を他の区市町村が支給している場合であって、当該他の区市町村から要請を受けて監査を実施したときは、監査結果、改善報告書等を、当該他の区市町村及び当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者に係る施設等利用費を支給している区市町村に対し、情報提供を行うものとする。
 - 3 区は、都に対し、監査結果、改善報告の内容、行政上の措置等について、必要に応じて情報提供を行うものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

〇〇〇〇第〇〇号

〇〇〇年〇月〇日

（特定子ども・子育て支援提供者）様

板橋区子ども家庭部長 〇〇 〇〇

特定子ども・子育て支援施設等集団指導の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項の規定により、次のとおり集団指導を実施しますので通知します。

集団指導当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

1 対象施設等

〇〇〇〇〇〇〇〇

2 実施日時

〇〇年〇月〇日（〇）〇時から〇時まで

3 実施場所

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

4 内容

（1）

（2）

〇〇〇〇第〇〇号

〇〇〇年〇月〇日

（設置者）

（代表者役職 氏名）様

板橋区子ども家庭部長 〇〇 〇〇

特定子ども・子育て支援施設等への実地指導の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項の規定により、次のとおり実地指導を実施しますので通知します。

実地指導に際しては、事前に提出していただく資料、指導当日に準備していただく書類がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、指導当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

1 対象施設等

〇〇〇〇〇〇

2 実施日時

〇〇〇年〇月〇日（〇）〇時から〇時まで

3 実施場所

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

4 指導職員の氏名

主事 〇〇〇〇

主事 〇〇〇〇

主事 〇〇〇〇

5 事前に提出する資料及び提出期限

〇〇〇〇〇〇

6 当日に準備すべき書類

〇〇〇〇〇〇

（設置者）

（代表者役職 氏名）様

板橋区子ども家庭部長 〇〇 〇〇

特定子ども・子育て支援施設等への実地指導の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項の規定により実施した実地指導の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり通知します。

1 当該指導について

実施年月日	
対象施設等	

2 実地指導の結果について

結果の区分	該当の有無	説明
文書 指摘事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	（該当の有無が有の場合） 別紙1のとおり文書指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。また、改善した内容について、本通知から60日以内に第5号様式にて報告してください。
口頭 指摘事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	（該当の有無が有の場合） 別紙1のとおり口頭指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。

第3号様式別紙1

特定子ども・子育て支援施設等への実地指導指摘事項等

対象施設等	
実地指導実施日	

結果の区分	改善を要する事項	根拠法令

第4号様式（第7条関係）

〇〇〇〇第〇〇号

〇〇〇年〇月〇日

（設置者）

（代表者役職 氏名）様

板橋区子ども家庭部長 〇〇 〇〇

特定子ども・子育て支援施設等への実地指導の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項の規定により実施した実地指導の結果、改善を要する事項はありませんでした。

1 当該実地指導について

実施年月日	
対象施設等	

第5号様式（第7条関係）

（宛先）板橋区子ども家庭部長

所在地

法人名

代表者 職・氏名

特定子ども・子育て支援施設等への指導指摘事項等に関する報告書について（提出）

〇〇〇年〇月〇日付けで通知のありました改善報告を要する指摘事項等については、別紙1「特定子ども・子育て支援施設等への指導指摘事項等改善報告書」のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

第5号様式別紙1

特定子ども・子育て支援施設等への指導指摘事項等改善報告書

対象施設等	
指導結果通知日	

改善報告を要する事項	改善した内容

〇〇〇〇第〇〇号
〇〇〇年〇月〇日

（特定子ども・子育て支援提供者）様

板橋区長 〇〇 〇〇

特定子ども・子育て支援施設等への監査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項の規定により実施した監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり通知します。

1 当該監査について

実施年月日	
対象施設等	

2 監査の結果について

結果の区分	該当の有無	説明
文書 指摘事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	（該当の有無が有の場合） 別紙1のとおり文書指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。また、改善した内容について、本通知から60日以内に第9号様式にて報告してください。
口頭 指摘事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	（該当の有無が有の場合） 別紙1のとおり口頭指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。

第7号様式別紙1

特定子ども・子育て支援施設等への監査指摘事項等

対象施設等	
監査実施日	

結果の区分	改善を要する事項	根拠法令

第8号様式（第9条関係）

〇〇〇〇第〇〇号

〇〇〇年〇月〇日

（特定子ども・子育て支援提供者）様

板橋区長 〇〇 〇〇

特定子ども・子育て支援施設等への監査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項の規定により実施した監査の結果、改善を要する事項はありませんでした。

1 当該監査について

実施年月日	
対象施設等	

第9号様式（第9条関係）

（宛先）板橋区長

所在地

法人名

代表者 職・氏名

特定子ども・子育て支援施設等への監査指摘事項等に関する報告書について（提出）

〇〇〇年〇月〇日付けで通知のありました改善報告を要する指摘事項等については、別紙1「特定子ども・子育て支援施設等への監査指摘事項等改善報告書」のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

特定子ども・子育て支援施設等への監査指摘事項等改善報告書

対象施設等	
監査結果通知日	

改善報告を要する事項	改善した内容

第10号様式（第10条関係）

〇〇〇〇第〇〇号

〇〇〇年〇月〇日

（特定子ども・子育て支援提供者）様

板橋区長 〇〇 〇〇

特定子ども・子育て支援施設等への監査の結果について（勧告）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項により実施した監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり、改善を勧告します。

改善した内容について、本通知の日から60日以内に、第9号様式にて報告してください。

なお、勧告に従わないまま期限を過ぎた場合は、法第58条の9第4項、同条第5項並びに法第58条の10第1項の規定により、その旨の公表、改善命令及び確認の取消しを行う場合があります。

1 当該監査について

実施年月日	
対象施設等	

2 改善勧告の内容について

改善を要する事項	根拠法令

〇〇〇〇第〇〇号

〇〇〇年〇月〇日

（特定子ども・子育て支援提供者）様

板橋区長 〇〇 〇〇

特定子ども・子育て支援施設等への監査の結果について（命令）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項により実施した監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり、改善を命じます。

改善した内容について、本通知の日から60日以内に、第9号様式にて報告してください。

なお、命令に従わないまま期限を過ぎた場合は、法第58条の10第1項の規定により、確認の取消しを行う場合があります。

1 当該監査について

実施年月日	
対象施設等	

2 改善命令の内容について

改善を要する事項	根拠法令

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に区長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から1年を経過すると、正当な理由があるときを除いて審査請求をすることができなくなります。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）当該訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由があるときを除いて処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、区長に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。